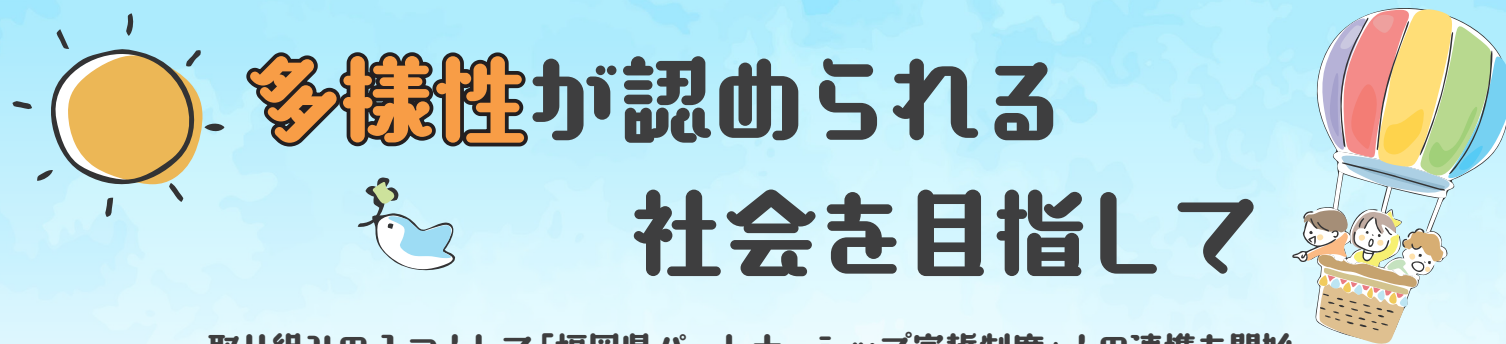


パートナーシップ宣誓制度を利用したサービスを開始。



多様性が認められる 社会を目指して

取り組みの1つとして「福岡県パートナーシップ宣誓制度」との連携を開始。
「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を所持するカップルは、福岡県だけでなく
福智町でもさまざまな行政サービスを受けることができます。

「福岡県パートナーシップ宣誓制度」とは

「福岡県パートナーシップ宣誓制度」は、双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。県では、性的少数者の人が、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人と安心して生活できる県づくりを目指して、令和4年4月1日から制度を開始。性の多様性に関する啓発活動に取り組んでいます。

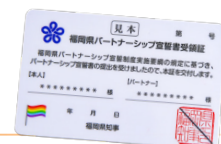
パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付要件

- 双方がともに成年(満18歳)に達している ● 近親者同士ではない
- 配偶者がいない ● どちらか1人が福岡県内に住所を有している、または転入予定

※ 申請には、住民票の写しや独身証明書などが必要になります。詳しくは福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課調整係までお問い合わせください。また、県ホームページでも確認できます。

※ 福智町ではパートナーシップ宣誓の受付はできません。ご注意ください。

問 福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課調整係 (☎ 092-643-3325)



↑ 県HPはこちらから
制度の詳細もこちら
からご確認ください。

福岡県や福智町で受けることのできる行政サービス

福岡県ではパートナーの人が家族同様に県・市町村営住宅の入居申し込みや、医療機関の病状説明・治療方針の同意などの行政サービスを受けることができます。制度の詳細は、県HPをご確認ください。また、福智町では「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カード」を所持する人、または県と協定を結び独自で「パートナーシップ宣誓制度」を導入している自治体が交付した「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を役場窓口で提示することで、次の行政サービスを受けることができます。

● 障がいのある人に対する軽自動車税減免申請

障がいのある人と同居しているパートナーが、障がいのある人に使用する軽自動車など(1台に限る)の減免申請が可能。

● 住民票への記載：住民票における、世帯主との続柄の記載を「縁故者」とすることができます。

● 母子手帳の交付：妊婦本人に交付できない場合、パートナーが代理申請し交付することができます。

● 要介護認定申請：要介護認定についてパートナーが代理申請することができます。

※ 制度の認知や理解が広まることで、今後可能な手続きが増えていくものと考えています。

問 福智町役場 人権推進課人権推進係 (☎ 22-7764)

7月は

同和問題啓発強調月間です。

同和問題は、私たちにとって身近で重要な人権問題です。
これを機会に「同和問題」について考えてみませんか――



福岡県では、同和問題の早期解決を目指して、昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。同和問題は、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今もなお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。「人権」とは、「すべての人が幸せに生きる権利」。福智町においても、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、様々な啓発活動を実施しています。



同和問題啓発ブースの設置



同和問題啓発ブースの設置場所

- 図書館ふくちのち(赤池970番地2) ● 金田分館(金田1153番地1)
 - やすらぎ館(伊方3042番地) ● 赤池隣保館(赤池655番地2)
 - 大浦隣保館(福智町上野3671番地3)
- 等の施設で設置を行っています。



福智町の児童・生徒たちが制作した人権作品の展示

福智町の小・中学校、義務教育学校の児童・生徒たちが制作した人権作品を
下記の施設で展示しています。

- 図書館ふくちのち：市場小学校 / 赤池中学校 / 上野小学校
- 金田分館：金田義務教育学校 ● やすらぎ館：伊方・弁城小学校 / 方城中学校



7月の同和問題啓発強調月間講演会の中止について

令和7年度の同和問題啓発強調月間講演会につきましては、総合体育館建設に伴う工事により、会場として使用していた地域交流センターの来場者用駐車場の使用が大幅に制限されることに加え、予想される来場者数を収容できる他の会場の確保が困難であるため、中止とさせていただきます。



同和問題啓発ブースに関する問い合わせ先：役場 人権推進課 ☎ 22-7764
人権作品展に関する問い合わせ先：福智町教育委員会 生涯学習課 ☎ 22-1521